

ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介
～「とき」とは「条件」を示すと解釈され、非侵害であると判断された裁判例～

平成28年（ワ）第14868号

原告：株式会社メキキ

被告：株式会社ミクシィ

2018年1月22日

執筆者 弁理士 田中伸次

1. 概要

原告は、発明の名称を「人脈関係登録システム、人脈関係登録方法と装置、人脈関係登録プログラムと当該プログラムを記録したコンピュータ読取可能な記録媒体」とする2つの特許権（特許第3087097号、特許第3987098号）を有する原告が、被告の提供するサービスにおいて使用されているサーバ（以下「被告サーバ」という。）が上記各特許権を侵害すると主張して、被告に対し不法行為に基づく損害賠償を求めたが、被告サーバは原告特許権のいずれの技術的範囲にも含まれないとして、原告請求が棄却された事案である。

構成要件充足性の判断では、「とき」とは「条件」を示すと解釈され、非侵害であると判断された。

2. 特許請求の範囲の記載

1) 原告の有する特許権

原告の有する特許権：特許第3087097号を、以下「本件特許1」といい、特許請求の範囲請求項3に係る発明を「本件特許発明1」という。また、本件特許1に係る明細書及び図面を「本件明細書等1」という。同様に、特許権：特許第3987098号を、以下「本件特許2」といい、特許請求の範囲請求項1に係る発明を「本件特許発明2」という。また、本件特許2に係る明細書及び図面を「本件明細書等2」という。

2) 本件特許1発明の構成要件

- 1 A 登録者の端末と通信ネットワークを介して接続し、
- 1 B 登録者ごとに、当該登録者の識別情報と、当該登録者と人間関係を結んでいる他の登録者の識別情報とを関連付けて記憶している記憶手段と、
を備えたサーバであって、
- 1 C 第一の登録者が第二の登録者と人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージを第一の登録者の端末（以下、「第一の端末」という）から受信して

第二の登録者の端末（以下、「第二の端末」という）に送信すると共に、第二の登録者が第一の登録者と人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージを第二の端末から受信して第一の端末に送信する手段と、

1 D 上記第二のメッセージを送信したとき、上記第一の登録者の識別情報と第二の登録者の識別情報とを関連付けて上記記憶手段に記憶する手段と（下線筆者。以下同様）、

1 E 上記第二の登録者の識別情報を含む検索キーワードを上記第一の端末から受信し、この第二の登録者の識別情報と関連付けて記憶されている第二の登録者と人間関係を結んでいる登録者（以下、「第三の登録者」という）の識別情報を上記記憶手段から検索し、検索した第三の登録者の識別情報を第一の端末に送信する検索手段と、

1 F 上記第一の登録者が上記第三の登録者と人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージを上記第一の端末から受信して上記第三の登録者の端末（以下、「第三の端末」という）に送信すると共に、第三の登録者が第一の登録者と人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージを第三の端末から受信して第一の端末に送信したとき、上記記憶手段に記憶されている上記第一の登録者の識別情報と上記第三の登録者の識別情報とを関連付ける手段と、

1 G を有してなることを特徴とする人脈関係登録サーバ。

本件特許発明 1 は、人間関係を結ぶことを積極的にサポートするために、記録手段を備えたサーバに、人間関係を結んだ登録者の識別情報を関連付けて記憶することで（図 1）、ある登録者と他の登録者と共通して関連付けられているさらに他の登録者を検索することができるようにする（図 2）。

〇〇〇さんが〇×〇×さんのご紹介で登録を希望していますのでご確認の上、確認ボタンをクリックして下さい。

新規登録者

名前 42

職業 43

専門分野 44

45

41

図 1 : 本件特許明細書 1 及び 2 の図 5

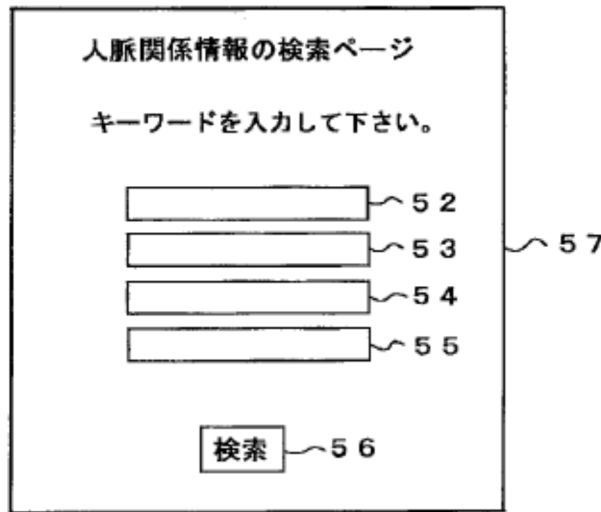


図 2：本件特許明細書 1 及び 2 の図 6

3) 本件特許 2 発明

- 2 A 登録者の端末と通信ネットワークを介して接続したサーバであって、
- 2 B 人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージと人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージとを交換した登録者同士の識別情報を記憶している記憶手段と、
- 2 C 第一の登録者が第二の登録者と人間関係を結ぶことを希望している旨の第一のメッセージを第一の登録者の端末（以下、「第一の端末」という）から受信して第二の登録者の端末（以下、「第二の端末」という）に送信すると共に、第二の登録者が第一の登録者と人間関係を結ぶことに合意する旨の第二のメッセージを第二の端末から受信して第一の端末に送信する手段と、
- 2 D 上記第二のメッセージを送信したとき、上記第一の登録者の識別情報と第二の登録者の識別情報とを関連付けて上記記憶手段に記憶する手段と、
- 2 E 第一の端末から第一の登録者の識別情報を受信する手段と、
- 2 F 第一の端末から第三の登録者の識別情報を含む検索キーワードを受信し、この第三の登録者の識別情報と関連付けて記憶されている登録者の識別情報であって、上記第一の登録者の識別情報とも関連付けて記憶されている登録者の識別情報（以下、「第四の登録者の識別情報」という）を上記記憶手段から検索し、検索した第四の登録者の識別情報を第一の端末に送信する検索手段と、
- 2 G を有してなることを特徴とする人脈関係登録サーバ。

本件発明は、より広範で深い人間関係を結ぶことを積極的にサポートするために、上記記憶手段を有するサーバにおいて、人間関係を結んだ登録者の識別情報を関連付けて記憶した上で、登録者が、他の登録者の識別情報を含むキーワードを用いて

検索すると、当該他の登録者と関連付けて記憶されている別の登録者の識別情報を検索する。

4) 経過

本件特許1及び本件特許2の経過は、以下のとおりである。

平成18年12月28日 出願
平成18年12月28日 審査請求，早期審査申出
平成19年 3月23日 拒絶理由通知（起案）
平成19年 5月25日 意見書，手続補正書提出
平成19年 7月 5日 特許査定（起案）
平成19年 7月20日 設定登録
平成28年 5月31日 訴訟提起

3. 被告サーバの構成

被告サーバの構成は、「被告サーバ説明書」に特定されている。以下に、会員①と会員②がマイミクになる（本件特許発明1及び2において、「人間関係を結ぶこと」に相当する）際の処理を示す。

(1) 会員①から会員②にマイミク追加リクエストを送信する

被告サービスでは、会員から他の会員に対して、被告サーバを通じてマイミクになることを希望する旨のメッセージ（マイミク追加リクエスト）を送信することができる。



図3：追加依頼画面

(2) 会員②から会員①に承認メッセージを送信する

被告サービスでは、マイミク追加リクエストを受け取った会員が、マイミク追加リクエストを送信した会員に対して、被告サーバを通じて、マイミクになることに合意する旨のメッセージ（承認メッセージ）を送信することができる（図4）。



図4：リクエスト確認画面

※図3及び図4は、現在のmixi (<http://mixi.jp/home.pl>) のサービスにアクセスして入手した画面のハードコピーである。

(3) マイミクとして関連付けられる

被告サービスでは、上記のマイミク追加リクエストと承認メッセージとを交換した会員は、マイミクとなり、被告のサーバにおいて「マイミク」として関連付けられる。

4. 訴訟での争点

訴訟で争点となったのは、以下の4点である。

- (1) 被告サーバは本件特許発明1の技術的範囲に属するか
 - ア. 構成要件1B, 構成要件1B, 1D及び1Fの「関連付け」の充足性
 - イ. 構成要件1C, 1D及び1Fの「メッセージ」の充足性
 - ウ. 構成要件1D及び1Fの「送信したとき」の充足性
 - エ. 構成要件1Eの「検索キーワード」の充足性
- (2) 被告サーバは本件発明2の技術的範囲に属するか
 - ア. 構成要件2B並びに2D及び2Fの「関連付け」の充足性
 - イ. 構成要件2B, 2C及び2Dの「メッセージ」の充足性
 - ウ. 構成要件2Dの「送信したとき」の充足性
 - エ. 構成要件2Eの「識別情報を受信」の充足性
 - オ. 構成要件2Fの「検索手段」の充足性
- (3) 本件特許1は特許無効審判により無効にされるべきものか
 - ア. 乙17発明による進歩性欠如の有無
 - イ. サポート要件違反の有無
- (4) 損害の発生の有無及びその額

裁判所は（１）ウ及び（２）ウについて判断した。

5. 裁判所の判断

（１）本件特許発明１の動作

裁判所は構成要件１Ｄより、本件特許発明１は、「第二のメッセージを送信したとき」に、第一の登録者の識別情報と第二の登録者の識別情報とを関連付けて記憶手段に記憶する、と認定した。また、構成要件１Ｆより、本件特許発明１は、「第二のメッセージを・・・送信したとき」に、第一の登録者の識別情報と第三の登録者の識別情報とを関連付けて記憶手段に記憶する、と認定した。

（２）「送信したとき」の意義

裁判所は「送信したとき」の意義について、以下のように判断した。

広辞苑第六版（甲９）によれば、「とき」とは、「（連体修飾 39 語をうけ、接続助詞的に）次に述べることの条件を示すのに使う。…の場合。」を意味するものであり、また、大辞林第三版（甲１０）においても「（連体修飾句を受けて）仮定的・一般的にある状況を表す。（…する）場合。」とされており、用字用語新表記辞典（乙２２）では「『とき』は条件・原因・理由・その他、『場合』よりも小さい条件のときに用いることがある。」、最新法令用語の基礎知識改訂版（乙２３）では「『時』は時点や時刻が特に強調される場合に使われるのに対して、『とき』は一般的な仮定的条件を表す場合に使われる。」と記載されている。これらからすれば、構成要件１Ｄ及び１Ｆにおける「送信したとき」の「とき」は、条件を示すものであると解するのが相当である。

この点に関し原告は、「送信したとき」の「とき」は「同じころ」という意義を有するものであり、「ある程度の幅をもった時間」を意味すると主張した。これに対し裁判所は、

たしかに、広辞苑第六版及び大辞林第三版には、上記イで指摘した意義の他に、原告が主張するような意義も掲載されている（甲９，１０）。しかし、広辞苑第六版（甲９）には…（中略）…「送信したとき」のような具体的な行為を示す連体修飾語を受けた用例は記載されていない。また、大辞林第三版（甲１０）をみると…（中略）…「送信したとき」のような具体的な行為を示す連体修飾語を受けた用例は記載されていない。そして、…（中略）…「送信したとき」という表現は、その指し示す行為が相当程度に具体的かつ直接的であることから、およそ用いられる場面が異なるというべきである。また、原告が指摘する審決（甲１１）には、「とき」という用語について「ある程度の幅を持った時間の概念を意味する」旨の判断がされているが、当該審決は、…（中略）…本件における「送信し

たとき」の解釈において参酌することは相当ではない。そうすると、構成要件1 D及び1 Fの「送信したとき」における「とき」が「ある程度の幅をもった時間」を意味するものということとはできない。また、本件明細書等1をみても、「送信したとき」の「とき」について、「条件」ではなく「時間」を意味することをうかがわせる記載はない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

と判断した。

(3) 被告サーバの構成

一方、裁判所は被告サーバが構成に関し、

会員Aと会員Bがマイミクとして記憶されたことを条件として、会員Aに対し、「マイミク追加リクエストの承認」を通知するという処理がされていることが認められる。

そして、上記の処理においては、被告サーバにおいて、仮に会員Aと会員Bがマイミクとして記憶された後に、何らかのエラーが生じて、会員Aに対し「マイミク追加リクエスト」が承認された旨の通知がされなかったとしても、被告サーバにおいては、会員Aと会員Bがマイミクであると記憶されるということになる。

と認定した。

(4) 構成要件充足性

以上のことから、裁判所は

被告サーバは、第二のメッセージを受信したことを条件として「マイミク」であることを記憶し、「マイミク」である旨の記憶をしたことを条件として「第二のメッセージ」を送信するという構成を有しているものであって、第二のメッセージを送信したことを条件として「マイミク」であることを記憶するという構成を有するものではないと認められる。

したがって、被告サーバは、「第二のメッセージを送信したとき」に「上記第一の登録者の識別情報と第二の登録者の識別情報とを関連付けて上記記憶手段に記憶する手段」を有しているということとはできないから、その余の点について判断するまでもなく、構成要件1 D及び1 Fを充足しない。

と判断した。

(5) 本件特許発明2・構成要件2 Dの充足性

裁判所は構成要件2 Dの充足性については、上記と同様に、

会員Bが、会員Aからの人間関係を結ぶことを希望する旨のメッセージに合意するという「第二のメッセージ」を会員Bに「送信したとき」に、会員Aの識別情報と会員Bの識別情報とを関連付けて記憶手段に記憶するものとされている。

(中略)

ところが、…(中略)…被告サーバは、第二のメッセージを送信したことを条件として「マイミク」であることを記憶するという構成を有していない。

したがって、被告サーバは、構成要件2Dを充足しない。

と判断した。

6. 結論

裁判所は、被告サーバは、本件発明1の技術的範囲及び本件発明2の技術的範囲に属しないと判断した。

7. 考察

本件より、特許請求の範囲及び明細書を作成する際に注意すべき点を、改めて確認したい。「送信したとき」の意義についての判断のように、請求項の文言を解釈する際には、まず、広辞苑などの辞書に示されている意味及び用例などが参酌される。したがって、請求項に採用する用語が、辞書に記載されている意味であると解釈した場合、実際の発明と齟齬がないか注意すべきである。また、適切な用語が見つからないため、辞書に記載の意味とは異なる意味を持たせて、請求項に記載する場合には、その用語の定義を明細書に明記すべきである。

本件特許発明1及び特許発明2において、「送信したとき」との条件を満たさない、「送信」を行う前に「記憶」する処理を実行したとしても、支障がないものとする。したがって、そのような旨を明細書において明記すべきであろう。

また、本件特許発明1及び特許発明2において、「記憶する」条件は、「送信したとき」ではなく、「人間関係を結ぶことに合意する第二のメッセージを第二の端末から受信したとき」とすべきであったのではないか。当該記載であれば、被告サーバは構成要件を充足すると判断された可能性があると考えられる。

以上